

第243回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和6年1月29日

福岡県自治会館 2階大会議室

午後1時28分 開会

(高橋都市計画課長補佐) それでは、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の高橋と申します。

本日は20名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

机の上に置いてありますけれども、まずA4判の1枚物の資料、本日の配席図と当審議会の委員名簿、そして本日の会議の次第でございます。次に、本日の議案資料でございますけれども、全てA3判の大きな資料で、まず左上に第3838号議案と書かれた資料、それと同議案の委員用資料、次に第3839号議案の資料と同議案の委員用資料、次に第3840号議案の資料と同議案の委員用資料、次に第3841号議案の資料と同議案の委員用資料となっております。最後に、A4判の資料で、都市計画法及び政令（抜粋）と記載された資料でございます。

配付資料は以上でございます。配付漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、審議会に入りたいと思いますけれども、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととされております。それでは、折登会長、よろしくお願ひします。

(折登会長) それでは、定足数に達しておりますので、第243回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただいておりますので御了承願います。番号については配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますので、御自分のお名前を述べてから発言されるようお願ひいたします。

本審議会は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穩に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

本日は、審議について報道していただけるとのことで、報道機関の方が取材にお見えになっていますので、撮影の時間をしばらく取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) では、若干、撮影の時間を設けます。

[撮影]

(折登会長) では、これから先については、カメラ撮影等一切お断りしております。

では、審議に入ります。本日御審議をいただきます議案は、第3838号から第3841号までの4議案となっています。

まずは第3838号議案について、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 福岡県の都市計画課長の高橋でございます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、第3838議案について御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

この議案でございますが、筑豊広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元の委員用資料と前のスクリーンを併せて御覧いただければと思います。

本議案で御審議をいただくのは、直方市内の都市計画道路2路線です。

直方市は、福岡県の北部に位置する人口5万5,000人の都市でございます。

それでは、今回計画変更を予定しております地域の概況について御説明をいたします。

まず、赤色の線が今回の変更の対象路線となる2路線でございます。また、画面下中ほどの赤線は、次の議案で説明する路線となってございます。

まず、河川についてでございますが、市の中央部を遠賀川と彦山川が流れ、市西部を犬鳴川が流れております。

鉄道につきましては、JR筑豊本線、平成筑豊鉄道伊田線、筑豊電気鉄道が通っております。JR直方駅を中心として市街地が形成されております。

道路につきましては、南北方向に、中央付近の紫の線が国道200号、その東側の紫の線が200号のバイパス、右下に伸びる緑の線が県道の田川直方線、遠賀川右岸側の緑色の線が直方水巻線、市の中心部を通る緑色の線が直方芦屋線となっております。また、東西方向でございますが、画面中央付近の直方駅から左に伸びる緑色の線が県道の福岡直方線、

中央付近から右に伸びる緑色の線が直方行橋線となっており、これらによって道路のネットワークが形成されております。

続きまして、今回変更を行う2路線について御説明いたします。赤色で示しております。

まず、境口鴨生田線でございます。こちらにつきましては、新町一丁目を起点とし、大字上新入を終点とする延長約1,800メートル、代表幅員16メートル、2車線の路線になります。本路線は、県道福岡直方線及び市道上に都市計画決定されております。

次に、山部御館山線は、大字山部字側筒谷を起点とし、大字直方字御館山を終点とする延長約660メートル、代表幅員12メートル、2車線の路線です。本路線は、県道福岡直方線上に都市計画決定されております。

続いて、変更理由について御説明させていただきます。

まず、境口鴨生田線について御説明いたします。本路線で、青線で旗揚げしてある街路事業区間510メートルで交通混雑や歩道の未設置、鉄道との交差部が狭小であることなどの解消を図るため、福岡県が平成30年度から街路事業を実施してございます。事業は都市計画決定の幅員構成に合わせ、車道が2車線と0.5メートルの路肩、3メートルの自歩道、1.5メートルの植樹帯が両側に設置され、計16メートルの幅員で整備を進めております。現在は、今回の変更となる区間を除いた部分で用地買収を進めているところでございます。

今回変更を行う理由でございます。事業の実施に当たりまして調査を行ったところ、黄色で着色されている部分につきましてはのり面となっており、上部に住宅団地がございます。こののり面は、過去に変状が生じ、福岡県により対策工事が実施された経緯があることから、今回の事業によりのり面の形状変更を行えば周辺家屋等へ影響が生じるおそれがあり、形状の変更は多額の費用がかかると事業者により判断されたところでございます。そのため、のり面に影響が生じないように道路線形を南側に移動する変更を行うものであります。また、これにより必要となる盛土の影響範囲を新たに追加いたします。さらに、鉄道との立体交差部におきまして、設計の結果、道路冠水対策のための排水施設の設置予定位が決定したため、必要となる区域の追加も併せて行うものでございます。

続きまして、もう1路線です。山部御館山線の変更理由について御説明いたします。

画面が見やすいよう回転させており、画面の左が北側、北九州方面、右が南側、飯塚方面となっております。山部御館山線の青色で旗揚げしています100メートルにつきまして

も、境口鴨生田線の街路事業の際に交差点の整備を行うこととしてございます。事業実施に当たり、交差点の形状につきまして交通管理者と協議を実施いたしましたところ、本路線が境口鴨生田線に対して鋭角で進入しており、見通しが悪いため、安全性確保の観点から、交差点形状を直角とするよう変更を求められたものでございます。そのため、交差点の形状を現在の黄色から赤色に変更を行うものとなります。これにより延長が660メートルから約650メートルへ変更になり、また、住所表記の変更により、起終点の住所を大字までへ改めるものでございます。

次に、地元への説明の状況について御説明をいたします。

令和4年11月から12月にかけまして、直方市及び事業者である直方県土整備事務所が地元の方々へ本変更案の説明を3回行っており、延べ78名が参加をしております。説明会では、都市計画の変更に対する質問はございませんでしたが、事業の進捗状況やJR跨線橋の下の冠水対策など事業に関する質問が出され、市及び直方県土から進捗状況や冠水対策に対しての回答をしているところでございます。

最後になりますが、手続の状況と今後のスケジュールについて説明をいたします。

令和5年6月13日に直方市から原案の申出を受けまして、令和5年8月8日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は1名で、申出がございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、令和5年11月8日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

次に、関係市町村であります直方市へ意見照会を行い、異存なしという回答を頂いております。

本日、御承認を頂けましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3838号議案について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) では、そのように決します。

続きまして、議案番号3839号についてです。引き続き県都市計画課長から説明をよろしくお願ひいたします。

(高橋都市計画課長) それでは、本議案につきまして、引き続き御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきたいと思います。

この議案につきましても、筑豊広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元の委員用資料及び前方のスクリーンを併せて御覧いただければと思います。

先ほどの議案に引き続きまして、本議案で御審議をいただく路線も直方市内の都市計画道路で、1路線になります。市の概況につきましては、先ほども御説明いたしましたことから、割愛させていただきたいと思います。

それでは、今回変更となる路線の概況を説明いたします。

本図では黄色で示しております。中泉駅前線でございます。こちらにつきましては、大字中泉字本畠田を起点とし、大字中泉字本畠田を終点とする延長約280メートル、幅員12メートル、2車線の路線でございます。本路線は、起点から約130メートルが県道上境中泉停車場線上に、終点側の約150メートルは現道がない区間に都市計画決定されてございます。

続きまして、変更理由の説明をさせていただきます。こちらも見やすいように画面を回転させております。右が北側、北九州方面、左が南側、飯塚方面となっております。

本路線の整備状況でございますが、県道上に都市計画決定されている起点から約130メートルの区間につきましては、県道は2車線相当の幅員で整備されておりますが、歩道は整備されておりません。また、終点側の150メートル区間につきましては、2車線相当の現道の東側に計画されてございまして、未整備となってございます。

今回変更を行う理由でございます。都市計画道路の見直し検証におきまして、社会情勢の変化により、駅利用者が減少傾向にあるため、交通量の増加等の可能性も低く、また、代替路となる県道には、通学路部分の片側に歩道が設置されており、一定の安全性も確保されております。そのため、既存道路で交通機能の処理が可能であると判断し、今回廃止を行うものでございます。

次に、地元への説明状況について御説明をいたします。

令和3年12月に直方市が地元の方々へ都市計画道路の変更案の説明を行っており、8名が参加してございます。説明会では、市決定分も含めた見直しによる廃止路線の数が何路

線かですか、廃止候補の路線以外の路線の整備は今後どうするのかといった意見が出されております。これに対し、見直し検証では4路線が廃止候補となっていること、また、優先順位をつけて整備を行っており、おおむね10年頃に見直しを行うので、そのときの社会情勢等によっては今後廃止になる路線がある可能性がありますといった回答がなされ、御理解を頂いているということでございます。

最後になりますが、手続の状況と今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

令和5年6月13日に直方市から原案の申出を受け、令和5年8月8日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は1名で、申出はございませんでしたので、公聴会は開催してございません。

次に、令和5年11月8日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

その後、関係市であります直方市へ意見照会を行い、意見なしという回答を頂いております。

本日御承認を頂けましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、第3839号について、原案のとおり御承認を頂いたということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) それでは、そのように決します。

引き続きまして、議案番号第3840号についてです。引き続き、県都市計画課長から説明をよろしくお願ひいたします。

(高橋都市計画課長) それでは、次の議案について御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

こちらの議案につきましては、筑後中央広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元の委員用資料及び前方のスクリーンの方を併せて御覧いただければと思います。

本議案で御審議をいただくのは、大川市内の都市計画道路13路線になります。

大川市は、福岡県の南西部に位置する人口約3万人の都市でございます。

まず初めに、今回、計画変更を予定している地域の概況について御説明をいたします。

なお、黄色で示しております線が廃止の対象路線となります。また、赤色で示しております線が変更の対象路線となります。

まず、河川でございますが、市の西部を一級河川の筑後川が流れています。また、大川市には鉄道がなく、市役所を中心に市街地が形成されております。

次に、道路につきましては、紫色で示してございます画面右上から市中心部に至る国道442号や市の中央を横断する国道208号、熊本県から佐賀県に至る有明海沿岸道路の一部が市南部に整備されており、広域的な幹線道路の整備が進んでおります。また、緑色で示してございますのは主要地方道であり、市の北部と市南部に整備されており、隣接する市町との連携を支えております。

続きまして、今回変更を行う13路線について御説明をいたします。なお、今回の変更、路線数が非常に多くございますので、委員用資料に番号をつけてございます。また、起終点の読み上げにつきましても、路線数が多いため省略させていただきたいと思います。

黄色で示してございますのが廃止対象となっております路線でございます。堤酒見線他4路線になります。

次に、赤色で示してございますのが、路線廃止に伴い、交差点の形状変更及び路線番号の変更を行う路線でございまして、若津新茶屋線他4路線になります。

最後に、青色で示してございますのが、他の路線の廃止に伴い路線番号の変更を行う路線でございまして、堤上野線他2路線になります。

また、黒色で示しておりますが、今回の変更と併せまして、当該地域で大川市の決定の都市計画道路7路線の廃止及び変更の手続を行っております。

続いて、路線ごとに変更理由の説明をさせていただきます。なお、青色で示してございます路線番号の変更のみを行う3路線につきましては、説明を割愛させていただきたいと思います。

まず、黄色で示している①番の堤酒見線になります。本路線は延長約1,140メートル、代表幅員12メートル、2車線で都市計画決定されております。路線の整備状況についてですが、車道2車線で整備されており、歩道は起点から赤色で示している若津新茶屋線との交差点まで、こちらにつきましては約6割程度で両側に設置されており、交差点から終点

側の約4割程度につきましては、両側にグリーンベルトが設置されてございます。

今回変更を行う理由でございます。

都市計画道路の見直し検証におきまして、現道が2車線確保されていること、また、地域の概況のスライドで御説明いたしましたように、有明海沿岸道路や大橋三丸線、堤上野線といった外環状線の整備により、通過車両につきまして外環状線へ転換され、今後の交通量推計において混雑する可能性が低いこと、また、歩行空間につきましても両側に設置されており、交通安全性も一定程度確保されております。以上のことから本路線の廃止を行うものでございます。また、本路線の廃止に伴い、赤色で示してございます⑥番の若津新茶屋線の交差点隅切り部を変更いたします。

続きまして、図左側の黄色で示した②番の大川橋新田線と④番の小保若津港線について御説明をいたします。

②番の大川橋新田線は全長約1,800メートル、代表幅員11メートル、2車線で都市計画決定されております。また、④番の小保若津港線は全長約520メートル、代表幅員11メートル、2車線で都市計画決定されています。

路線の整備状況ですが、②番の大川橋新田線は、起点から赤色で示しました若津新茶屋線との交差点までは1車線で整備されており、一方通行となっております。交差点から終点側につきましては2車線で整備されております。④番の小保若津港線につきましては、2車線で整備されております。歩道につきましては、2路線とも未整備という状況でございます。

路線を廃止する理由でございます。

都市計画道路の見直し検証におきまして、先ほど説明したように、外環状道路等の整備により、今後の交通量推計において混雑する可能性が低いこと、また、市の都市計画マスタープランにおきまして、まち並みを保全する地区というふうにこの周辺が位置づけられておりまして、今後の開発が見込まれないこととされてございます。

また、黄色で示した②番の大川橋新田線とグレーで示した市決定路線の廃止に伴って、赤色で示した⑥番の若津新茶屋線の交差点形状を変更したいと考えてございます。

続きまして、次の路線でございます。黄色で示しております③番の中原大橋線でございます。本路線は延長約1,440メートル、代表幅員25メートル、4車線で都市計画決定されております。

路線の整備状況でございますが、車道が2車線で整備されており、歩道は起点から紫色

で示しております国道442号との交差点までの約4割程度の区間で両側に設置されております。

道路を廃止する理由でございます。

都市計画道路の見直し検証におきまして、現道が2車線確保されていること、また、環状道路等の整備により、今後の交通量推計において混雑する可能性が低いこと、歩道につきましても、通学路区間において両側に設置されており、一定程度の交通安全性も確保されていると考えております。

また、本路線の廃止に伴いまして、赤色で示しました⑨番の大川大木線及び⑩番の大橋三丸線の交差点隅切り部について変更を行います。

次の路線でございます。黄色で示しております⑤番の宮内北酒見線でございます。本路線は全長約800メートル、代表幅員17メートル、2車線で都市計画決定されております。

整備状況ですが、起点から5割程度は現道がございまして、車道は2車線で整備され、歩行空間についても片側に設置されております。

今回、都市計画道路を廃止する理由でございます。

こちらの路線につきましても、都市計画道路の見直し検証におきまして、現道が2車線確保されており、また、環状道路の整備等により今後の交通量推計において混雑する可能性が低いこと、歩行空間につきましても、通学路区間において片側にグリーンベルトが設置されており、一定程度の交通安全性も確保されていると考えております。また、代替路といたしまして県道宮本大川線があることから、道路ネットワークは確保されているため、本路線を廃止するものでございます。

続きまして、次の路線です。赤色で示しております⑦番の上野鐘ヶ江線及び⑧番の中野鐘ヶ江線でございます。グレーで示しております市決定路線の廃止に伴いまして、右折車線を廃止するため、交差点形状の変更を行うものでございます。

なお、全体の話になりますが、お手元の委員用資料の⑦から⑬の路線につきましては、路線の廃止に伴いまして路線番号の再編を行うため、路線番号の変更を行います。また、⑥、⑨、⑩の3路線につきましては、路線の廃止に伴いまして、交差部の形状変更で延長が伸びております。

続きまして、地元への説明の状況でございます。

令和4年8月に大川市が地元の方々へ都市計画変更案の説明を計12回行っており、33名が参加してございます。説明会では、一部の現道の交差点改良や歩道整備等は実施してほ

しいといった意見がございました。市からは、都市計画道路としては廃止いたしますが、交差点改良については県事業で今後行われていくことを回答してございます。また、歩道整備につきましては、グリーンベルトの設置や電柱の移設などを行い、一定の歩行空間を確保しておりますが、今後の交通状況に応じまして対策を検討すると回答し、御理解を頂いているところでございます。

最後に、手続の状況と今後のスケジュールについて御説明をいたします。

令和5年5月24日に大川市から原案の申出を受け、令和5年8月3日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は8名おり、申出がございませんでしたので、公聴会は開催してございません。

次に、令和5年12月6日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は5名、意見書の提出はございませんでした。

その後、関係市町村であります大川市へ意見照会を行い、意見なしと回答を頂いております。

本日、御承認を頂けましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、第3840号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) では、そのように決します。

続きまして、本日、最後となります議案番号第3841号についてです。引き続き、県都市計画課長から説明をよろしくお願いします。

(高橋都市計画課長) それでは、最後の議案について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

この議案につきましては、筑豊広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元にあります委員用資料及び前方のスクリーンを併せて御覧いただければと思います。

本議案で御審議をいただくのは、桂川町の都市計画道路 2 路線になります。

桂川町は、福岡県の中央に位置する人口約 1 万 2,000 人の都市でございます。

今回計画変更を予定している地域の概況でございます。赤色の線が、今回の変更対象となります 2 路線でございます。

まず、河川ですが、県の西部を穂波川、中央を泉河内川が流れています。

鉄道につきましては、東西に JR 筑豊本線が通っており、町内には桂川駅がございます。

道路につきましては、南北方向に紫の国道 200 号、画面中央付近から南西へと伸びる緑色の線が県道の穂波嘉穂線、画面下の南に伸びる緑色の線が桂川下秋月線、東西方向に中央赤丸の桂川町の役場付近から右に伸びる緑色の線の県道豆田稻築線等が通っており、道路のネットワークを形成してございます。市街地は、役場及び桂川駅を中心に形成されているところでございます。

続きまして、今回変更を行う 2 路線について御説明をいたします。黄色及び青色で示してございます。

まず、画面右側の黄色で示した山渕笹尾線でございます。大字吉限字山渕を起点とし、大字土師字笹尾を終点とする延長約 2,180 メートル、代表幅員 16 メートル、2 車線の路線になります。本路線は県道豆田稻築線上及び市道上に都市計画決定されております。

次に、青色及び青と赤で示したシカヤ飯塚牟田線でございます。大字九郎丸字シカヤを起点とし、大字土師字飯塚牟田を終点とする延長約 2,950 メートル、代表幅員 16 メートル、2 車線の路線になります。本路線は、県道豆田稻築線上に都市計画決定されております。

続いて、変更を行う理由でございます。こちらも画面が見やすいように回転させております。画面上では、左が北側、直方方面、右が南側、筑紫野方面となっております。

まず、山渕笹尾線の整備状況でございます。

県道が 2 車線で整備されており、歩道は画面上の住宅団地側に片側に全線で設置されています。

道路の変更理由でございます。

都市計画道路の見直し検証におきまして、社会情勢の変化等により、予想していた交通需要が見込まれないこと、また、第 6 次桂川町総合計画で、本地域を美しい農山村風景を守る地域に設定してございまして、今後、画面下側の開発が見込まれることから、片側

歩道で一定の安全性が確保されていると考えられるため、廃止を行うものでございます。

続きまして、シカヤ飯塚牟田線につきましては、山渕笹尾線の廃止に付隨しまして、交差点の形状に一部変更が生じたことから、変更を行うものでございます。なお、形状のみの変更となりまして、延長や住所表記等に変更はございません。

次に、地元への説明の状況について御説明をいたします。

令和5年4月に桂川町が地元の方々へ都市計画案の変更の説明を行っており、1名が参加しております。説明会では、今回の廃止路線に対しての意見はございませんでしたが、存続となった他の未整備路線に対しての整備の要望がございました。町からは、御意見のあった路線につきましては、将来的には拡幅して、子供たちや高齢者の歩行の安全性を確保する必要があると判断し、存続することとしているといった回答を行っております。

最後に、手続の状況と今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

令和5年5月15日に桂川町から原案の申出を受け、令和5年8月7日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は2名で、申出はございませんでしたので、公聴会は開催してございません。

次に、令和5年11月8日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

その後、関係市町村である桂川町へ意見照会を行い、異存がない旨の回答を頂いております。

本日、御承認を頂けましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、何か御質問、御異議はございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、第3841号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) それでは、そのように決します。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただ

きます。

議事録の署名は、吉田委員と廣瀬委員にお願いいたします。なお、次回審議会については、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。

これにて閉会といたします。

午後2時01分 閉会

以上のとおり、第243回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会長

折谷 美紀



議事録署名委員

吉田 奈津子



議事録署名委員

廣瀬 香

